## 昭和六十一年通商産業省令第四十六号

特定工場における公害防止組織の整備に関 する法律に基づく指定試験機関に関する

二項、 実施するため、特定工場における公害防止組織の 第三項、第八条の十四第一項及び第二項並びに第 整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する 八条の一七第二項の規定に基づき、並びに同法を 省令を次のように制定する。 特定工場における公害防止組織の整備に関する (昭和四十六年法律第百七号)第八条の二第 第八条の五第二項、第八条の十第二項及び

第一条 この省令において使用する用語は、特定 う。) において使用する用語の例による。 (昭和四十六年法律第百七号。以下「法」とい 工場における公害防止組織の整備に関する法律 (指定の申請) 3

第二条 法第八条の二第二項の規定により申請を を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければ ならない しようとする者は、 次の事項を記載した申請書

- 名称及び住所
- 試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 行おうとする試験事務の範囲 試験事務を開始しようとする年月日
- なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付
- 定款及び登記事項証明書
- 最近の事業年度末における財産目録及び貸
- おける事業計画書及び収支予算書 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に 次の事項を記載した書類
- にあつては社員の氏名又は名称 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法・ 試験事務の実施の方法に関する計画
- は、その業務の種類及び概要 試験事務以外の業務を行つている場合
- (指定試験機関の名称等の変更)
- 第三条 指定試験機関は、その名称若しくは住所 経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければな うとするときは、次の事項を記載した届出書を 又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しよ 兀
- 又は試験事務を行う事務所の所在地 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所

変更しようとする年月日

2 第四条 指定試験機関は、法第八条の五第一項の うとするときは、その旨を記載した申請書に当 規定により試験事務規程の設定の認可を受けよ 産業大臣及び環境大臣に提出しなければならな するときは、次の事項を記載した申請書を経済 臣及び環境大臣に提出しなければならない。 該認可に係る試験事務規程を添えて経済産業大 により試験事務規程の変更の認可を受けようと 指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定

- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由
- べき事項は、次のとおりとする。 法第八条の五第二項の試験事務規程で定める
- 所が試験事務を行う区域 試験事務を行う時間及び休日に関する事項 試験事務を行う事務所の名称及びその事務
- 手数料の収納の方法に関する事項
- 五四 合格者の公示に関する事項 試験の実施の方法に関する事項
- 合格証書の交付及び再交付に関する事項 試験員の選任及び解任に関する事項
- 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関
- + し必要な事項 前各号に掲げるもののほか、試験事務に関試験事務に関する書類の保存に関する事項

(試験事務の休廃止)

第五条 指定試験機関は、 請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけ ればならない 受けようとするときは、次の事項を記載した申 法第八条の六の許可を

- 休止し、又は廃止しようとする試験事務の
- 休止又は廃止の理由 休止し、又は廃止しようとする年月日 休止しようとする場合にあつてはその期間
- (役員の選任及び解任)
- 第六条 指定試験機関は、法第八条の八の認可を 受けようとするときは、次の事項を記載した申 ればならない。 請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけ
- 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

選任又は解任の理由

第七条 法第八条の十第二項の経済産業省令、 境省令で定める要件は、 る者であることとする。 号)に基づく大学又は高等専門学校において 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 、次の各号の一に該当すし、次の各号の一に該当すし

- 二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校 究の業務に従事した経験を有するもの 職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、 る教授又は准教授の職にあり、又はあつた者 ものの研究機関において公害防止に資する研 法人又は一般財団法人その他これらに準ずる その後十年以上国、地方公共団体、一般社団 した者(当該課程を修めて同法に基づく専門 農学経済学を除く。)に関する学科を担当す 薬学、工学、化学又は農学(水産学を含み、 において理科系統の正規の課程を修めて卒業
- 三 国又は地方公共団体の職員又は職員であつ 的な知識を有するもの た者で、公害防止に関する法令について専門
- 験を有していると経済産業大臣及び環境大臣] 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経 が認める者

(試験員の選任又は変更の届出)

- 第八条 指定試験機関は、法第八条の十第三項の らない。 経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければな 規定により試験員の選任又は変更の届出をしよ うとするときは、次の事項を記載した届出書を
- 選任又は解任の理由

(試験結果の報告)

は、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者第九条 指定試験機関は、試験を実施したとき 三号)別表第三の上欄に掲げる試験の区分(以 報告書に、特定工場における公害防止組織の整数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果 名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した 省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 備に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵 合格者一覧表を添えて、経済産業大臣及び環境 下「試験区分」という。)ごとに、合格者の氏 大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

- 試験区分ごとの合格者の氏名、 生年月日及
- 二 試験区分ごとの一部の科目に合格した者 氏名、生年月日、 び合格した年 受験番号、合格した科目及
- 年間)保存しなければならない。 格した者に係る事項に関する帳簿については三 廃止するまで(試験区分ごとの一部の科目に合

(電磁的方法による保存)

帳簿の保存に代えることができる。 れるときは、当該記録の保存をもつて法第八条 ちに表示されることができるようにして保存さ 必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直う。以下同じ。)により記録され、当該記録が の十四第二項に規定する当該事項が記載された 覚によつて認識することができない方法をい

2 産業大臣及び環境大臣が定める基準を確保する よう努めなければならない

選任又は変更に係る試験員の氏名及び略歴

第十条 法第八条の十四第一項の経済産業省令、 環境省令で定める事項は、 次のとおりとする。

- 法第八条の十四第一項の帳簿は、試験事務を

方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知事十条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的

前項の規定による保存をする場合には、経済

(試験事務の引継ぎ等)

- 第十一条 指定試験機関は、 項に規定する場合には、次の事項を行わなけれ ばならない。 法第八条の十七第二
- 試験事務を経済産業大臣及び環境大臣に引
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業 大臣及び環境大臣に引き継ぐこと
- 認める事項 その他経済産業大臣及び環境大臣が必要と

(立入検査の身分証明書)

第十二条 法第十一条第三項の証明書は、立入検 査が同条第二項の規定により行われる場合にあ つては様式第一のとおりとする。

(電磁的記録媒体による手続)

- 第十三条 次の各号に掲げる書類の提出について に係る記録媒体をいう。)を提出することによ 磁的方法で作られる記録であって、電子計算機 項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電 り行うことができる。 による情報処理の用に供されるものをいう。) は、当該書類に記載すべきこととされている事
- 二 第三条の届出書 号から第四号までに掲げる添付書類 第二条第一項の申請書及び同条第二項第二

(施行期日)

第六条の申請書

第九条の試験結果報告書及び合格者一覧表 第八条の届出書

決算書 附 則 法第八条の七第二項の事業報告書及び収支

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業 この省令は、公布の日から施行する。 令第三九号) 抄 則 (平成九年三月二七日通商産業省

第一条 省令第三四号) この省令は、平成十年四月一日から施行 則 (平成一二年九月一九日通商産業

この省令は、平成十三年一月六日から施行す 省令第一七四号)

法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係 年三月七日)から施行する。 省·環境省令第一号) 則 (平成一七年三月四日経済産業 1

省・環境省令第一号) 則 (平成一八年一月二七日経済産業

この省令は、平成十八年四月一日から施行す

則 (平成一九年三月二八日経済産業

(施行期日) 省·環境省令第三号)

第一条 この省令は、学校教育法の一部を改正す

(平成十九年四月一日) から

(助教授の在職に関する経過措置)

施行する。 る法律の施行の日

る公害防止組織の整備に関する法律に基づく指第二条 この省令による改正後の特定工場におけ 定試験機関に関する省令第七条の規定の適用に しての在職は、准教授としての在職とみなす。 いては、この省令の施行前における助教授と 3

附 則 (平成一九年一二月三日経済産業 省・環境省令第一二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 省令様式第一によるものとみなす。 備に関する法律に基づく指定試験機関に関する る改正後の特定工場における公害防止組織の整 る省令様式第一による証明書は、この省令によ 整備に関する法律に基づく指定試験機関に関す よる改正前の特定工場における公害防止組織の

省・環境省令第四号)附 則 (平成二〇年 則 (平成二〇年一二月一日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただ 附 省・環境省令第七号) 則 (平成三〇年一〇月三日経済産業

成三十一年四月一日から施行する。 し、表中第七条第一項第二号の改正規定は、平 附 則 (令和元年七月一日経済産業省·

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)から この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 環境省令第三号)

環境省令第六号) 附 則 (令和六年四月一日経済産業省・

(経過措置) (施行期日) この省令は、 公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 負担金の徴収方法等に関する省令別記様式並び 種の保存に関する法律第五十二条の規定による 令様式第一、絶滅のおそれのある野生動植物の 改正前の特定工場における公害防止組織の整備 第三まで及び様式第五(次項において「旧様 業に係る登録等に関する省令様式第一から様式 に関する法律に基づく指定試験機関に関する省 この省令による改正後の様式によるものとみな 式」という。)により使用されている証明書は、 に特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事

紙については、当分の間、これを取り繕って使るこの省令の施行の際現にある旧様式による用 用することができる。

省·環境省令第八号) 則 (令和六年六月一〇日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一 (第十二条関係)

